

保険商品のご提案にあたりご確認いただきたい事項

1. お客さまに関する情報のお取扱いの同意について

- お客さまにより良い保険商品をご提案するために、当行がこれまでお客さまとのお取引により知り得たまたは今後知り得る情報(預金・為替・融資・その他の金融取引または資産に関する情報等)を、対面・郵便・電話・インターネット等を通じた保険募集に利用させていただくことがあります。
- 保険募集に際してお客さまから知り得たまたは今後知り得る情報(保険商品のご提案や契約内容に関する情報その他家族構成に関する情報等)を、対面・郵便・電話・インターネット等を通じて当行とのお取引(預金・為替・融資等)に利用させていただくことがあります。
- 上記お客さまの情報については、お客さまから特段のお申出がない限り利用させていただきますが、利用停止をご希望の場合には、下記までご連絡いただくか、当行行員までお申出ください。

<ご連絡先>

0120-82-8682(通話料無料)

受付時間／9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

音声ガイダンスに沿って③⇒②を操作してください。

- お客さまへご提案させていただくサービスに利用するため、当行が保険募集を取扱ったお客さまの保険契約に関し、引受保険会社から、当該保険契約に係る以下の内容の情報提供を受け、利用する場合があります。

【引受保険会社から提供を受ける情報】

- ・契約者の情報および保険金額・保険料などの保険契約の情報
- ・積立金・配当金・解約返戻金などの保険契約に関連・付随する情報(健康・医療情報を除く)

【提供を受けた情報の当行での利用目的】

詳しくは「個人情報の利用目的について」をご覧ください。

- 当行と昭和保険サービス株式会社(本社:長野市岡田 178-2 営業種目:生損保代理店)が保険会社の募集代理店として共同で保険商品の募集を行います。従いまして、保険商品の募集の際に知り得た情報を同社と共有させていただきます。※生命保険は紙での申込時のみ。

2. 保険商品のご契約のご検討に際して

- 保険商品に関する当行とお客さまの取引の有無が当行における他の取引に影響を与えることはありません。

(お客さまが当行に住宅ローンをお申込中である場合)

当行がご案内する住宅関連火災保険、住宅関連債務返済支援保険、または住宅関連信用生命保険の契約の締結は、お申込み中の住宅ローンのご融資の条件ではありません。

3. 保険契約に係るリスクについて

<全商品共通>

- 保険商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 保険商品は解約返戻金等が払込保険料の合計額を下回ることがあります。
- 保険会社の業績または財産の状況の変化により、保険契約のご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額・解約返戻金等が削減されることがあります。
- 積立利率・予定利率等は、払込保険料全体に対する実質的な利回りを示すとは限りません。
- 保険料を借入金で調達した場合、運用実績等によっては解約返戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済することが困難になることがあります。よって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取り扱いできません。
- 保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構もしくは損害保険契約者保護機構により保険契約者等の保護措置が図られますが、この場合にも、保険契約のご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額・解約返戻金等が削減されることがあります。

<変額保険>

- この保険は、一般的に国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金は払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

<外貨建て保険>

- この保険は、保険金等のお受取時における為替レートにより円換算した保険料等の額が、ご契約時における為替レートにより円換算した保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

<市場価格調整を利用した保険商品>

- この保険は、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。

4. お客さまにご負担いただく手数料について

ご契約者にご負担いただく手数料の内主なものは以下のとおりです。手数料の合計は下記を足し合わせた金額となります。

- 保険契約関係費

ご契約時の初期費用や、保険期間中、年金受取期間中の費用等、新契約の締結・成立・維持・管理に必要な経費です。

○資産運用関係費

投資信託の信託報酬や、信託事務の諸費用等、特別勘定の運用により発生する費用です。

○解約控除

契約日から一定期間内の解約の場合に特別勘定から控除される金額です(解約時のみ発生いたします)。

※リスクの内容やご負担いただく手数料・料率は、商品によって異なりますので、詳しくは商品ごとのパンフレット、契約締結前交付書面、ご契約のしおり・約款等でご確認ください。

(2026.7)